

国民健康保険資格異動届書 (脱退)

Web 用

終

受付		熊本市長宛					記 号 番 号			
区役所	総合出張所	確 認	資 格	社 保	所 得	納 付 書	保 険 証	—		
(令和 年 月 日受付)										
住 所		熊本市 区					フリガナ			
世帯主							フリガナ			
世帯主							フリガナ			
これから住所 (転出の場合など)							フリガナ			
世帯主							フリガナ			
異動する被保険者名		世帯主との 続 柄	性 別	生年月日		個人番号(マイナンバー)		乳・高	適 用 終 了 年 月 日	備 考 前 円 後 円 療 養 (有 ・ 無)
1				年 月 日			乳・高	. .		
2				年 月 日			乳・高	. .		
3				年 月 日			乳・高	. .		
4				年 月 日			乳・高	. .		
5				年 月 日			乳・高	. .		
6				年 月 日			乳・高	. .		
上記のとおり届けます。		勤務先名		TEL		1. 全国健康保険協会		I. 本人 II. 被扶養者		全部・一部
令和 年 月 日		担当者 様		確認者		2. 健保組合		IIの場合		1. 転出(/)
世帯主氏名		保 険 者 番 号		社会保険の記号番号		3. 共済組合		社会保険本人氏名 ()		2. 社保加入
個人番号 (マイナンバー)		社会保険資格取得年月日 (被扶養者は認定年月日)		年 月 日		4. 国保組合		被扶養者氏名 ()		3. 国保加入
電話番号		社会保険証回収年月日		. .		5. その他		()		4. 死亡(/)
						保険証回収年月日				5. 開始
										6. 後期取得
										7. 適用取消
										8. その他

赤枠内だけを記入してください。

注 意 事 項

- この届書は、社会保険加入、転出、死亡その他の理由で、国保の適用を終了する人が用いるものです。
- 届出の場合は、社会保険証や住民異動届など、資格喪失の理由と年月日が確認できるものを添えてください。また、国保の保険証は、必ず返却してください。
- 届出は、原則として世帯主が行うものです。

終

国民健康保険資格異動届書 (脱退)

熊本市長宛

脱退届 記入例

受付								
区役所	総合	出張所	確認	資格	社保	所得	納付書	保険証

(令和 年 月 日受付)

住所 熊本市 **中央** 区 **手取本町1番1号** 市役所マンション1401

これからの住所 (転出の場合など)

	異動する被保険者名	世帯主との続柄	性別	生年月日	個人番号
1	肥後 太郎	本人	男	昭和 55年 5月 10日	1234 5678 9123
2	肥後 花子	妻	女	昭和 55年 6月 20日	5678 9123 1234
3	肥後 次郎	子	男	平成 20年 7月 30日	9123 1234 5678
4				年 月 日	
5				年 月 日	
6				年 月 日	

上記のとおり届けます。
 令和 **3** 年 **7** 月 **1** 日
 勤務先名 **株ひごまる商事** TEL **096-111-******

世帯主氏名 **肥後 太郎**
 個人番号 **1234-5678-9123**
 電話番号 **090-****-******

担当者	様	確認者	
保険者番号			
社会保険の記号番号			
社会保険資格取得年月日 (被扶養者は認定年月日)		年 月 日	

フリガナ	ヒゴ タロウ
世帯主	肥後 太郎
フリガナ	
世帯主	

適用終了 備考

- ・黄色いセル内を入力してください。
- ・続柄、性別はドロップリストから選択できます。
- ・個人番号(マイナンバー)はマイナンバーカードや通知カードに記載されている12桁の番号です。
- ・会社の保険に加入した場合は、確認書類として「会社の保険証(社会保険証等)」のコピーまたは、「資格取得証明書」の提出が必要です。
- ・届出義務者は世帯主様です。

2. 健保組合	IIの場合 社会保険本人氏名 () 被扶養者氏名 ()	2. 社保加入
3. 共済組合		3. 国保加入
4. 国保組合		4. 死亡(/)
5. その他		5. 開始
保険証回収年月日		6. 後期取得
.		7. 適用取消
.		8. その他

赤枠内だけを記入してください。

注意事項
 1 この届書は、社会保険加入、転出、死亡その他の理由で、国保の適用を終了する人が用いるものです。
 2 届出の場合は、社会保険証や住民異動届など、資格喪失の理由と年月日が確認できるものを添えてください。また、国保の保険証は、必ず返却してください。
 3 届出は、原則として世帯主が行うものです。